

桜川市の市有財産を一般競争入札により売却するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 8年 9月 15日

桜川市長 大塚 秀喜

記

1 入札対象物件

物件番号1

所在地 桜川市犬田字接骨草627番12

①土地 地目：宅地 現況：宅地 892.42㎡

②建物 倉庫・事務所 356.85㎡

1階：312.66㎡ 2階：41.04㎡ 便所：3.15㎡

※土地と建物を一体とした入札になります。

2 最低売却価格

金 7,173,272円（土地と建物を合わせた価格になります）

内訳 土地：5,713,272円（非課税）

建物：1,460,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

※最低売却価格に建物の消費税及び地方消費税は含まれていません。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1)市内に在住する個人、または市内に本店もしくは支店を有する法人

(2)次にあげる者は、入札に参加することができません。

ア 地方自治法第238条の3第1項に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当し、その行為があったときから3年を経過していない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者

エ 市町村から納入通知を受けている税等で未納のある者

オ 入札参加資格の確認を要する書類を提出しない者

4 入札に当たって付す条件

契約相手に対しては、売買契約において次の条件を付すこととします。

(1)禁止用途

- ア 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにその他これらに類する業の用に供してはなりません。
- イ 落札者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項各号の規定する暴力団員若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害する恐れのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはなりません。
- ウ 落札者は、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の用に供することはできません。
- エ 落札者は、近隣住民の住環境に影響を及ぼす可能性がある方法で土地を利用することはできません

(2) 違約金

落札者が、上記(1)の条件に違反した場合、桜川市は、売買代金の100分の10の違約金を請求します。

(3) 買戻特約

落札者が、上記(1)の条件に違反するおそれがあると見込まれる場合は、桜川市は、入札物件の買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、契約締結日から5年間とします。また、買戻しの特約登記を行います。なお、第三者に所有権が移転された場合であっても、買戻特約の登記は抹消しません。

5 資料閲覧・質問受付

(1) 期間 令和8年9月16日（水）から令和8年9月30日（水）

※土日祝日除く

午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

(2) 場所 桜川市役所大和庁舎2階 財政課

※閲覧資料は、登記簿の写し、公図、物件調書、写真です。

※質問は文書で、FAX・メールにより受け付けます。

6 回答期限

(1) 期限 令和8年10月2日（金）

(2) 方法 文書によりメールで行います。

（簡易な内容は、口頭での回答となる場合があります）

7 入札参加申込受付

(1)期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）

※土日祝日除く

午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

(2)場所 桜川市役所大和庁舎2階 財政課

※書留郵便（10月16日必着）または持参により提出してください。

8 入札参加申込に必要な書類

(1)共通

一般競争入札参加申込書（様式1）、誓約書（様式2）・各1通

※印鑑は、全て登録された実印を使用してください。

※参加申込書に記載された名義で売買契約及び登記を行います。

※受付手続き完了後に参加申込書に受付印を押印した申込書の写しをお渡しいたします。

※記入間違い・不備などがありますと、申込みが無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2)個人の場合

住民票、印鑑証明書、証明願（様式3）・各1通（発行後3カ月以内）

※様式3は、大和庁舎税務課で発行します。

(3)法人の場合

登記事項証明書、代表者の印鑑証明、納税証明書（様式その3の3）・各1通（発行後3カ月以内）

(4)共有の場合 上記（2）と同様の書類を共有者全員分

9 入札書提出期間

(1)期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）

※土日祝日除く

午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

(2)場所 桜川市役所大和庁舎2階 財政課

※書留郵便（10月16日必着）または持参により提出してください。

※入札書には、入札者の住所氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者名）を記入のうえ、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。もし金額等を書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。

※入札は所定の入札書により、封書にして入札書提出期間中入札時に提出してください。入札書提出用封筒の記入方法をご参照ください。

※提出済の入札書は、その事由いかに係わらず、書き換え、引き換え又は撤回することが出来ません。

10 入札保証金

令和8年10月16日（金）までに入札金額の100分の5以上（円未満切上）の入札保証金を納付してください。

※入札保証金は、現金又は銀行振出小切手（茨城県内の手形交換所加盟の金融機関が振り出したもので発行日より5日以内のもの。）で納付してください。

※落札者の入札保証金は、売買契約締結日まで還付しません。なお、入札保証金の還付には利息を付しません。

※落札者以外の入札保証金は、入札終了後に入札保証金還付請求書兼領収書と引換えに速やかに還付します。

11 開札日

(1)日時 令和8年10月21日（水）午前10時

(2)場所 桜川市役所大和庁舎2階 第5会議室

※入札参加者が1人（法人も含む）の場合も入札を実施します。

※開札の立会を希望する者は、事前に財政課まで連絡のうえ、開札時刻の10分前までに参集してください。なお、開札への立会は、入札者本人またはその代理人の1人とします。立会の際は、以下の書類を持参してください。

ア 入札参加申込書の写し（入札参加申込書受付の際にお渡ししたもの）

イ 委任状

※入札参加申込書の申込人（共有とされる場合は共有者全員）が入札に参加される場合は不要です。法人の代表権のない方や、個人、共有でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任状を持参してください。

ウ 運転免許証又はマイナンバーカード（本人確認をさせていただきます。）

エ 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

12 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

(1)入札参加資格のない者のした入札

(2)委任状を持参しない代理人のした入札

(3)記名押印のない入札

(4)記載した内容を読み取ることが困難な入札

(5)入札金額を訂正した入札

(6)同一事項の入札について1人で2通以上行った入札

(7)電子又は電話による入札

(8)入札保証金を納付していない者のした入札

(9)入札保証金が指定の金額に達しない者のした入札

- (10) 公告に違反する者のした入札
- (11) 不正行為があったと認められる入札
- (12) 入札書提出期間内に入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- (13) 入札参加申込時に入札参加が認められたが、その後に入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定等

- (1) 最低売却価格以上の価格で最も高い入札価格をつけた者を落札者として決定します。
- (2) 最高の価格となるべき同一の金額を入札した者が2人以上あるときには、くじ引きにより落札者を決定します。

14 契約の締結等

- (1) 落札者の方には、速やかに「公有財産払下（交換）申請書」を提出していただきます。
※公有財産払下（交換）申請書は入札後に落札者の方に交付いたします。
- (2) 売買契約の締結等は、落札決定の日の翌日から10日以内に行います。また、後記15に記載する契約保証金を納付していただきます。期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となり入札保証金は市に帰属します。
- (3) 売買契約書は別添のとおりです。契約に要する印紙税は落札者の負担となります。
- (4) 入札参加申込書に記載された名義で売買契約を行います。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、売買契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切上げるものとする）を納付いただきます。既に納付されている入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (2) 契約保証金の納付がないと契約の締結が出来ません。但し、契約締結の際に、売買代金を全額納付される場合は、契約保証金は必要ありません。

16 売買代金の支払方法

- (1) 売買契約締結後、売買代金から契約保証金を差し引いた金額の納入通知書を交付しますので、同通知書の発効日から30日以内に一括納入いただきます。（契約保証金は売買代金に充当します。）
- (2) なお、契約保証金は、上記の期日までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、市に帰属することとなります。

17 所有権の移転等

- (1) 売買代金の支払いが行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。なお、物件の引き渡しは、現状有姿のままとなります。
- (2) 所有権の移転登記は、市が行います。
- (3) 入札参加申込書に記載された名義で登記を行います。
- (4) 売買契約書（市保管用のもの 1 部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税（収入印紙）等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担といたします。

18 契約不履行の場合における保証金の帰属

- (1) 落札者が桜川市の指定した期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は、桜川市に帰属するものとします。
- (2) 落札者が納期限までに売買代金を完納しないときは、契約を解除し、契約保証金は、桜川市に帰属するものとします。

19 その他の事項

- (1) 物件は、市街化調整区域内にあります。必ずご自身で、現地等を確認していただき、諸規制の状況等についても調査確認を行ってください。
- (2) 落札者は、現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むとはできません。
- (3) 物件について、地中埋設物、アスベストその他の有害物質等に関する専門的な調査は実施していません。契約締結後にこれらが発見された場合における調査、撤去、除去、処分その他これらに要する費用については、買受人の負担とします。
- (4) 落札者が、正当な理由なく契約締結をしなかった場合は、今後、桜川市が実施する同様の一般競争入札への申込みを受理しません。
- (5) この公告に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び桜川市財務規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 32 号）、その他関係法令等の定めるところによって処理します。
- (6) その他詳細についてはご照会ください。

〒309-1293 桜川市羽田1023番地
桜川市役所大和庁舎 財政課管財契約グループ
電話0296-58-5111（内線1223）
メール:kanzai-keiyaku_g@city.sakuragawa.lg.jp